

## 「(仮称) 道の駅姫路」整備検討懇話会開催要領

### 1 目的

「(仮称) 道の駅姫路」整備検討懇話会（以下「懇話会」という。）は、「(仮称) 道の駅姫路」のコンセプトや機能、整備・運営手法などを検討するにあたり、関係団体の方々による相互の意見交換や情報交換を通じさまざまな知見を収集・融合することを目的として開催する。

### 2 検討事項

懇話会は、次に掲げる事項について意見し、又は提案するものとする。

- (1) 「(仮称) 道の駅姫路」基本計画の策定に関する事項
- (2) その他「(仮称) 道の駅姫路」の整備について必要な事項

### 3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者15名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

### 4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により選出する。
- (2) 座長は、懇話会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 懇話会の会議は、市長が招集する。
- (5) 座長は、懇話会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 5 その他

- (1) 懇話会の庶務は、産業局商工労働部道の駅推進室において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、令和3年1月7日から施行する。

この要領は、令和3年3月17日から施行する。